

「時代の変革に対応した教員養成について」

平成30年1月20日

文部科学省初等中等教育局教職員課長 佐藤光次郎



文部科学省

1

～教育公務員特例法等の一部改正について～

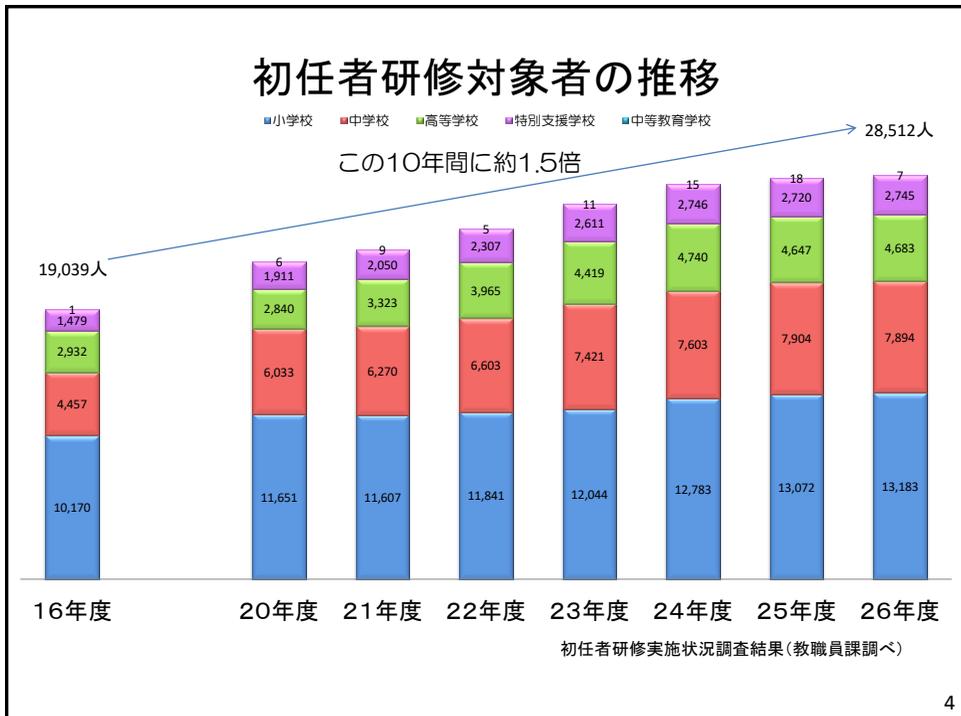
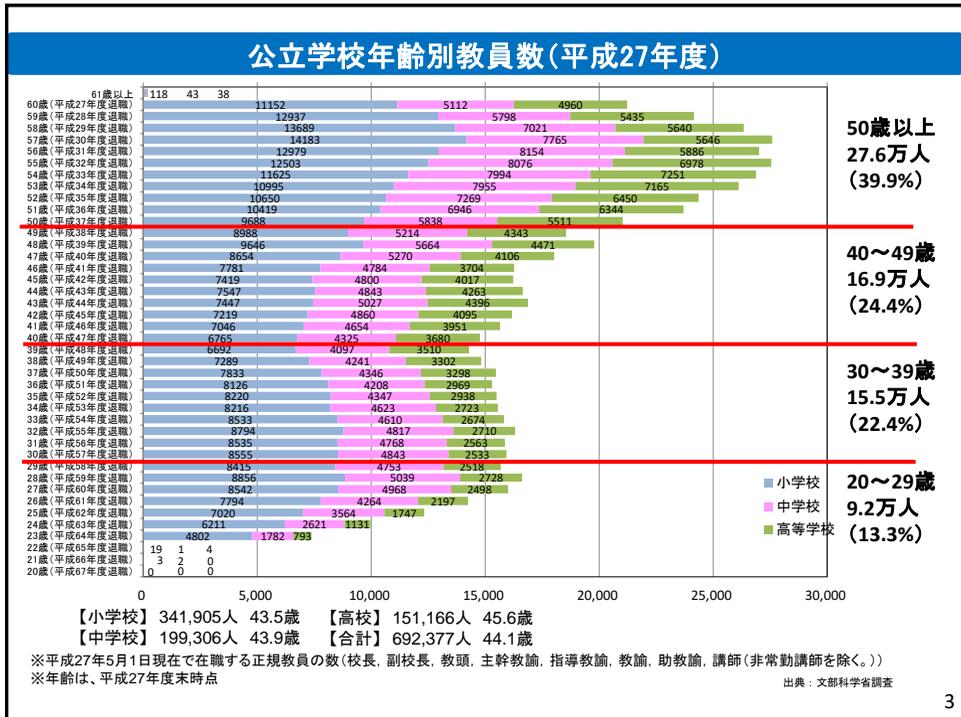
1 背景

- (1) 年齢構成・経験年数の観点から
- (2) サプライサイド(大学)との効果的連携の観点から
- (3) 教員の多忙化対策の観点から
- (4) 教員養成カリキュラムの改善の観点から
- (5) (独)教員研修センターが果たすべき役割の観点から
- (6) 新たな教育課題への対応の観点から

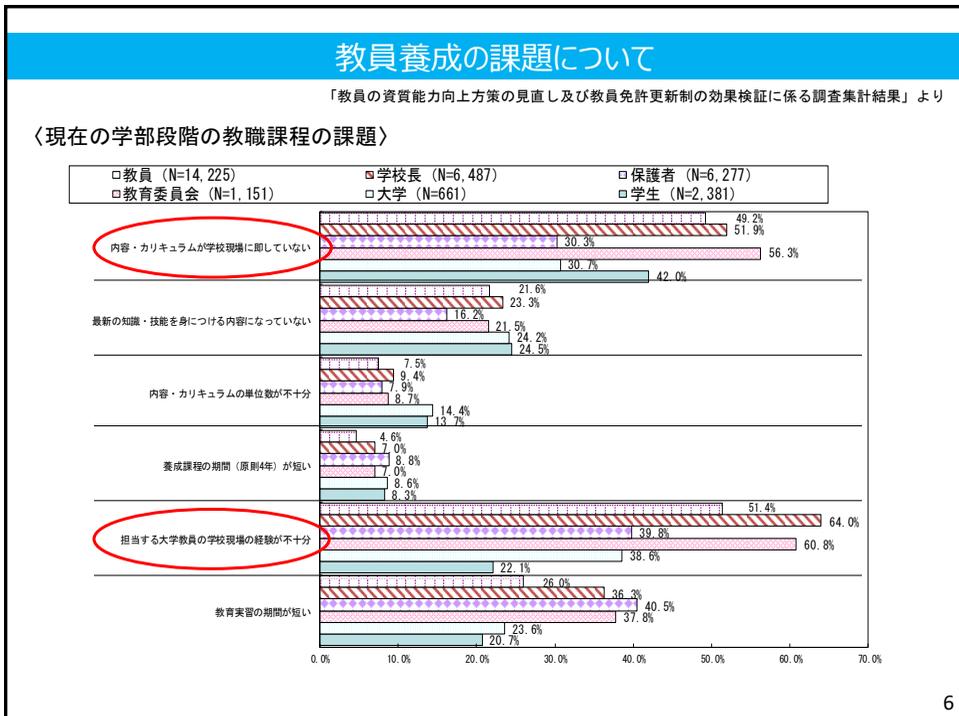
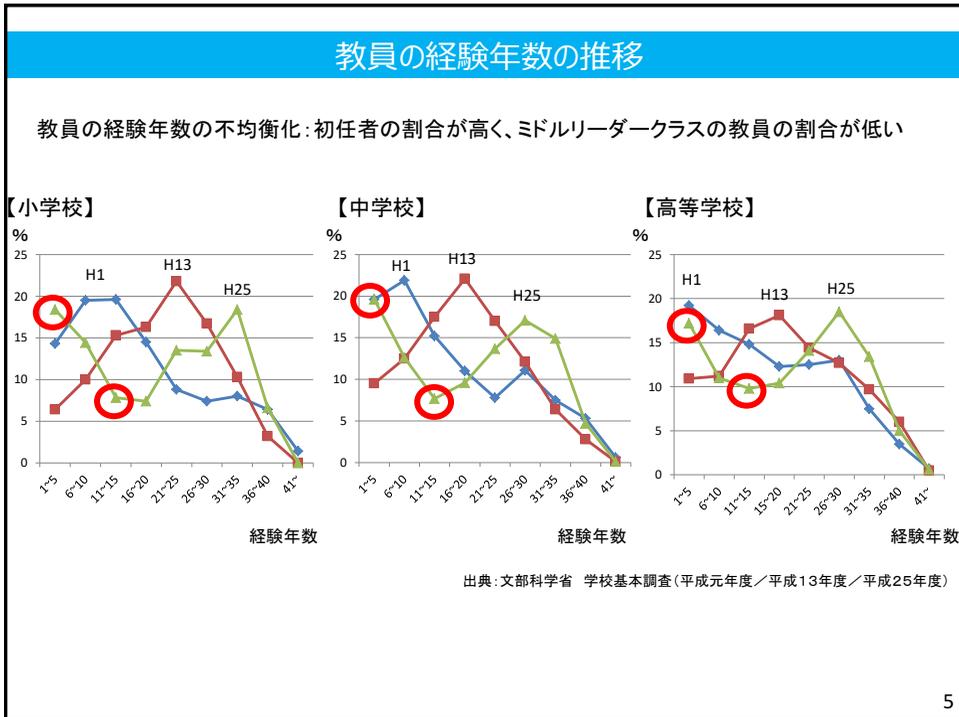
2 具体的な内容

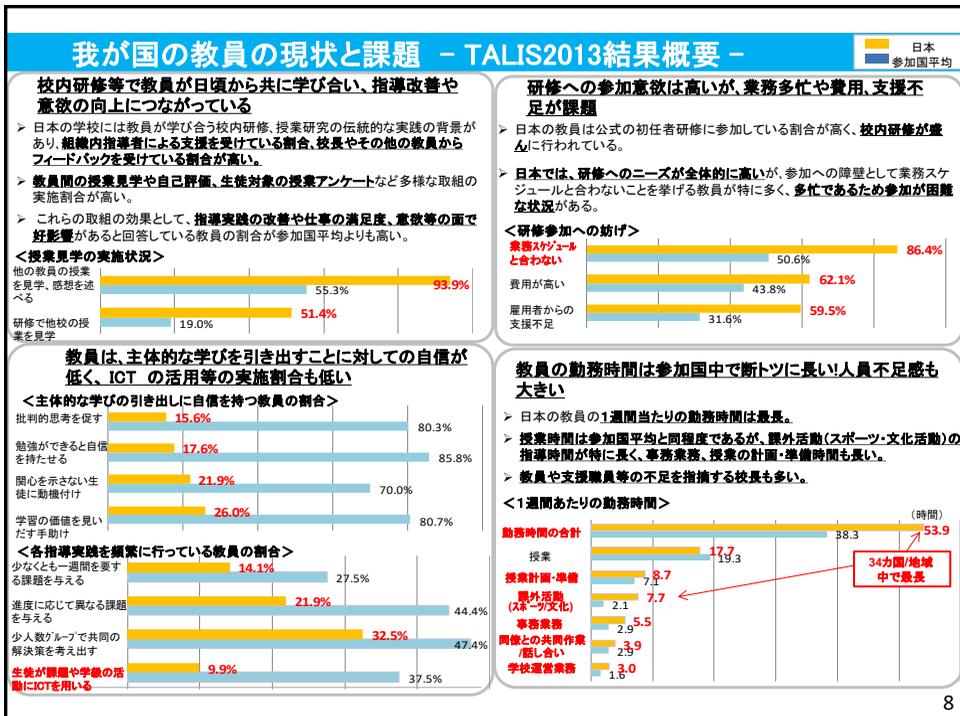
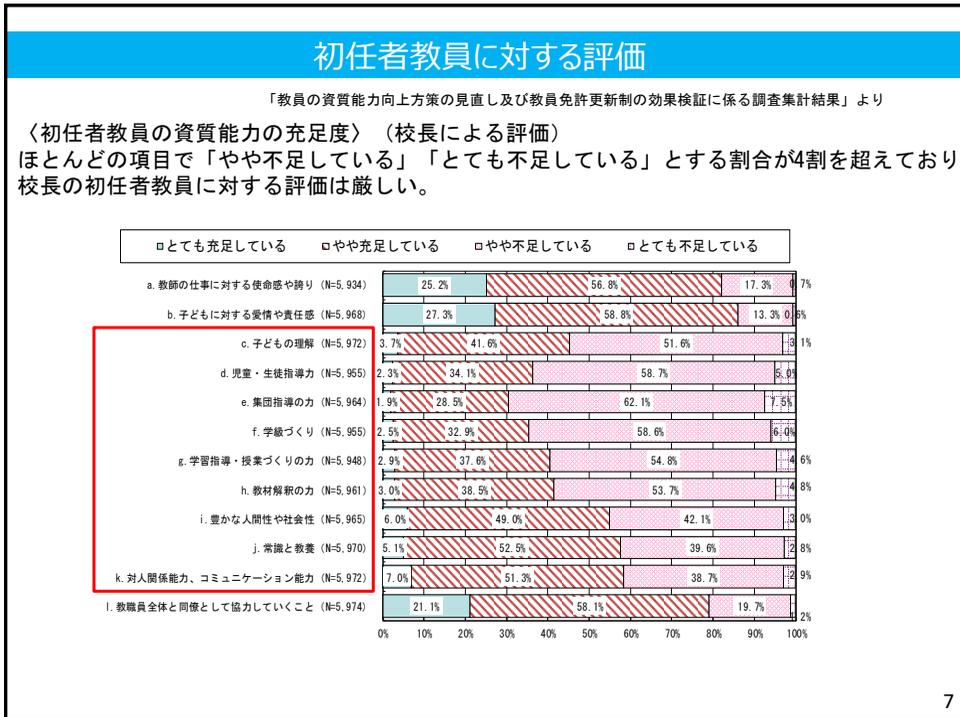
- (1) 「(教委と大学等で構成する)協議会」
→「(資質の向上に関する)指標」→「教員研修計画」
- (2) 「10年経験者研修」→「中堅教諭等資質向上研修」
- (3) 教職課程における科目の大きくり化(教科と教職の統合)
- (4) (独)教員研修センター(「教職員支援機構」)の機能強化

(2) 来賓挨拶: 文部科学省「時代の変革に対応した教員養成について」



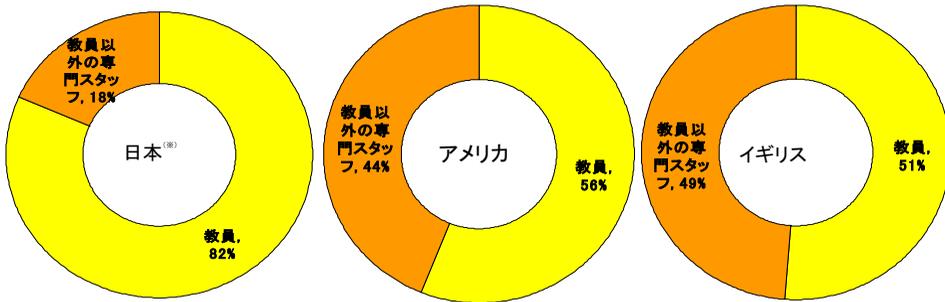
(2) 来賓挨拶: 文部科学省「時代の変革に対応した教員養成について」





専門スタッフの割合の国際比較

○初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合



出典: 文部科学省「学校基本調査」(平成27年度)、「Digest of Education Statistics 2014」、「School Workforce in England November 2013」

※1 日本は小・中学校に関するデータ

※2 日本における専門スタッフとは、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員等を指す

※3 アメリカにおける専門スタッフとは、ソーシャルワーカー、医療言語聴覚士、就職支援員等を指す

※4 イギリスにおける専門スタッフとは、司書、メンター、医療及び看護職員等を指す

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)【概要】(平成29年12月22日中央教育審議会)

1. 「学校における働き方改革」の背景・意義

- 新しい学習指導要領では、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められるとともに、**小・中学校・高学年の標準授業時数は、週1コマ相当増加**。
- **我が国の学校・教師は、諸外国よりも広範な役割を担っているが、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化し、学校の役割は拡大せざるを得ない状況**。
- 教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)等でも、看過できない教師の勤務実態が示されている。
 - ・ 教諭の1週間当たりの学内総勤務時間(持ち帰りは含まない) [18年度調査比] 小学校:57:25 [+4:09] 中学校:63:18 [+5:12]
 - ・ 業務内容別では、小学校平日の「授業」[+27分]、中学校平日の「授業」[+15分]、土日の「部活動」[+1時間4分]などが増加。
 - ・ 年齢が若いほど、メンタルヘルスの状態が不良となる傾向がみられる。
- 政府全体でも、「働き方改革」や「人生100年時代」についての検討が進められている。
- 「日本型学校教育」を維持し、**新学習指導要領を着実に実施するには、教師の業務負担の軽減が喫緊の課題**。
- 「学校における働き方改革」により、教師が心身の健康を損なうことのないよう業務の質的転換を図り、**限られた時間の中で、児童生徒に接する時間を十分に確保し、教師の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性を高め、児童生徒に真に必要な総合的な指導を、持続的に行うことのできる状況を作り出すことを目指す**。
- これまで学校が果たしてきた役割を教師以外の専門職員等や学校外に委ねる場合も、国・地方公共団体等が中心となってその**受け皿を整備・確保し、そこでこれまでの機能を十分果たせるよう特に留意**。

2. 「学校における働き方改革」の基本的な考え方

- **勤務の長時間化の要因**
 - ・ 授業や部活動に従事する時間が増加
 - ・ 部活動の休養日の設定等が浸透せず
 - ・ 書類作成等への対応策が不十分
 - ・ 時間管理の概念が希薄
 - ・ 教師の持ち授業時数を減らすという観点で、教職員定数の改善が不十分
- **「子供たちのために」という使命感と責任感により、業務範囲が拡大** 等
- **検討の視点**
 - ① 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
 - ② 学校の組織運営体制の在り方の見直し
 - ③ 勤務時間の在り方に関する意識改革と制度面の検討
 - ④ 学校種や学校の設置者の違いを踏まえた働き方改革¹⁰

(2) 来賓挨拶:文部科学省「時代の変革に対応した教員養成について」

3. 学校・教師が担う業務の明確化・適正化

○ 基本的な考え方

- 学校の業務は、大きく分類すると「学習指導」「生徒指導・進路指導」「学級経営・学校運営業務」。加えて、関連業務も、**範囲が曖昧なまま教師が行っているのが実態**。半ば慣習的に行われてきた業務も存在。
- 「①本来は誰が担うべき業務であるか」、「②負担軽減のためにどのように適正化を図るべきか」の2点から、必要な環境整備を行いつつ、学校・教師以外の主体に積極的に移行していくという視点に立って検討。
- 必要性が乏しい慣習的な業務については、思い切って廃止していくべき。
- こうした整理を参考に、**服務監督権者である教育委員会等**において、業務の役割分担と適正化を図り、**具体的な削減目標の設定の検討等を通じて業務の総量を削減することが重要**。

○ これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

※授業については、一部の学校で標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している例が見られる（小5において、週換算で3コマ以上多い学校は20.1%）ことから、各学校における教育課程の編成・実施に当たっては、教師の「働き方改革」に十分配慮すべき。

3. 学校・教師が担う業務の明確化・適正化

○ 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

国	教育委員会等	各学校
<ul style="list-style-type: none"> 学校や教師の担うべき業務範囲の明確化、学校管理規則モデル等の提示 地域や保護者の理解のための資料提供 業務改善の取組の優良事例の提供 調査・統計、依頼事項の精選 民間団体等からの出展依頼や家庭向け配布物について、学校の負担軽減に向けた協力の呼びかけ 現場に様々な業務が付加されてきた反省を踏まえ、勤務時間や人的配置、業務改善等を踏まえ、業務量を俯瞰、一元的に管理する部署を設置 等	<ul style="list-style-type: none"> 所管する学校に対する業務改善方針・計画の策定 事務職員の資質・能力・意欲向上、学校事務の共同実施の促進 独自に実施する調査・統計、依頼事項の精選 学校の業務改善の取組に対する支援 ICT等業務効率化に必要な環境整備 等	<ul style="list-style-type: none"> 学校の重点目標、経営方針の明確化 関係機関や地域住民との連携の推進 等

○ 学校が作成する計画等の見直し(各種指導計画、運営計画等)

- 学校ごとに作成される各種計画の統合や、児童生徒ごとに作成する計画(指導計画、支援計画等)の一本化・様式統一の推進等

4. 学校の組織運営体制の在り方(〇〇委員会、〇〇主任等)

- 類似の内容を扱う委員会等については、校内の委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を進めるべき。
- 学校運営を効果的に行うことにより学校の教育活動の質を向上させるために、真に効果的な委員会等の組織や、主任をはじめとする担当者の在り方、校務分掌の在り方について、**引き続き議論**。

5. 勤務時間に関する意識改革と制度面の検討

- 勤務時間管理の徹底
 - ・ 勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められる責務。
 - ・ 自己申告方式ではなく、ICTやタイムカード等による勤務時間の把握を徹底すべき。
 - ・ 勤務時間管理は、働き方改革の「手段」であって「目的」ではない。勤務時間の形式的な把握が目的化し、**真に必要な教育活動を疎かにしたり、虚偽の記録を残したり、残させたりすることがあってはならない。**
- 適切な勤務時間の設定
 - ・ 正規の勤務時間や、教職員の休憩時間の確保等、**勤務時間を考慮した登下校時間、部活動、学校の諸会議等の設定。**
 - ・ 部活動や夜間の見回り等「超勤4項目」以外の業務は、校長は時間外勤務を命ずることはできない。正規の勤務時間の割り振りを適正に行う等の措置を講じる事が必要。
 - ・ **時間外の留守番電話**や、学校ホームページ等を活用し、**保護者等からの問い合わせを減らす工夫が重要。**
 - ・ 運動部活動については、**スポーツ庁作成予定のガイドラインを踏まえた適切な活動時間・休養日の設定**
 - ・ 各学校では、**学校運営協議会の場等を活用しながら、保護者や地域の理解を得るよう努める。**文部科学省や各教育委員会等も、**PTA連合会等の協力を得ながら支援。**
- 教職員全体の働き方に関する意識改革
 - ・ 研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革
 - ・ 学校評価と連動した業務改善の点検・評価
- 公立学校の教師の時間外勤務の抑制に向けた制度的措置の検討
 - ・ 政府全体の働き方改革の議論等も踏まえ、公立学校の教師の長時間勤務の改善に向け、勤務の特殊性にも留意しつつ、**勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドラインを早急に検討して示す**べき。
 - ・ 給特法を含む勤務時間制度の在り方については、**教師の勤務の特殊性も考慮しながら、引き続き議論。**

13

6. 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

- 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実
 - ・ 小学校の英語教育の早期化・教科化に伴う、英語専科を担当する教師の充実や、中学校において生徒指導を担当する教師の充実をはじめとする**学校指導体制の充実**
 - ・ 校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な、**共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実**
 - ・ 平成31年度までの**スクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置**並びに課題を抱える学校への重点配置、質の向上及び常勤化に向けた調査研究
 - ・ **部活動指導員**について、その趣旨(単なるボランティアではなく、大会引率等の責任の所在を明確化)を踏まえ、**スポーツ庁作成予定のガイドラインの遵守、働き方改革につながる取組であること等を条件とした配置促進**
 - ・ 多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等の**支援スタッフ**、授業準備や学習評価等の補助業務を担う**サポートスタッフ**、理科の観察実験補助員の配置促進
 - ・ スクールロイヤーの活用促進に向けた体制の構築
- 勤務時間の適正化や業務改善・効率化への支援
 - ・ 登下校時等の安全確保のための**見守り活動等を行う取組の支援**の充実
 - ・ コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を通じた学校教育の質の向上及び学校支援
 - ・ 実証研究などを通じた**都道府県単位での統合型校務支援システムの導入促進に向けた共同調達・運用モデルの策定**
 - ・ 学校現場の業務改善に関する実証研究やアドバイザーの派遣、並びにこれらを通じた好事例の収集・発信及び普及啓発
 - ・ **学校給食費の公会計化**に向け、既に実施している地方公共団体の事例を踏まえた導入に向けた**ガイドラインの作成**

14

(2) 来賓挨拶: 文部科学省「時代の変革に対応した教員養成について」

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について (答申)【概要】(1/2)

平成27年12月21日

<p>背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応 ○英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応 ○「チーム学校」の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会環境の急速な変化 ○学校を取り巻く環境変化 <ul style="list-style-type: none"> ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害 ・学校教育課題の多様化・複雑化
<p>主な課題</p> <p>【研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員の学び意欲は高いが多忙で時間確保が困難 ○自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要 ○アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要 ○初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要 <p>【採用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要 ○採用選考試験への支援方策が必要 ○採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要 <p>【養成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要 ○学校現場や教職に関する実践を体験させる機会の充実が必要 ○教職課程の質の保証・向上が必要 ○教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要 <p>【全般的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要 ○幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要 ○新たな教育課題(英語、道徳、ICT、特別支援教育)やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要 <p>【免許】○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要</p>	<p>【採用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要 ○採用選考試験への支援方策が必要 ○採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要 <p>【養成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要 ○学校現場や教職に関する実践を体験させる機会の充実が必要 ○教職課程の質の保証・向上が必要 ○教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要

15

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について (答申)【概要】(2/2)

○ 養成・採用・研修を通じた方策～「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援～

【現職研修の改革】

- 【継続的な研修の推進】
 - ・校内の**研修リーダーを中心とした体制作り**など**校内研修推進**のための支援等の充実
 - ・**メンター方式の研修(チーム研修)**の推進
 - ・大学、教職大学院等との連携、教員育成協議会活用の推進
 - ・**新たな課題(英語、道徳、ICT、特別支援教育)やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善**等に対応した研修の推進・支援
- 【初任研改革】
 - ・初任研運用方針の見直し(校内研修の重視・校外研修の精選)
 - ・2、3年目など**初任段階の教員への研修との接続**の促進
- 【十年研改革】
 - ・**研修実施時期の弾力化**
 - ・目的・内容の明確化(**ミドルリーダー育成**)
- 【管理職研修改革】
 - ・新たな教育課題等に対応した**マネジメント力の強化**
 - ・体系的・計画的な管理職の養成・研修システムの構築

採用段階の改革

- ・円滑な入職のための取組(教師塾等の普及)
- ・**教員採用試験の共同作成**に関する検討
- ・**特別免許状の活用**等による多様な人材の確保

養成内容の改革

- ・**新たな課題(英語、道徳、ICT、特別支援教育)やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善**等に対応した教員養成への転換
- ・**学校インターンシップ**の導入(教職課程への位置付け)
- ・**教職課程に係る質保証・向上**の仕組み(教職課程を統括する組織の設置、教職課程の評価の推進など)の促進
- ・「**教科に関する科目**」と「**教職に関する科目**」の統合など科目区分の大きくり化

【現職研修を支える基盤】

- ・(独)教員研修センターの機能強化(研修ネットワークの構築、調査・分析・研究開発を担う全国的な拠点の整備)
- ・教職大学院等における履修証明制度の活用等による教員の資質能力の高度化
- ・研修機会の確保等に必要**教職員定数の拡充**
- ・研修リーダーの養成、**指導教諭や指導主事の配置の充実**

教員育成指標

○ **学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備**

- ・教育委員会と大学等との**協議・調整のための体制(教員育成協議会)**の構築
- ・教育委員会と大学等の協働による**教員育成指標、研修計画の全国的な整備**
- ・グローバル化や新たな教育課題などを踏まえ、国が大綱的に**教員育成指標の策定指針**を提示、**教職課程コアカリキュラム**を関係者が共同で作成

16

(2) 来賓挨拶:文部科学省「時代の変革に対応した教員養成について」

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要①

趣旨
 大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

提言等
 ・**教育再生実行会議第七次提言**「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」(平成27年5月14日)
 ・**中央教育審議会答申**「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月21日)
 ・**「次世代の学校・地域」創生プラン**(平成28年1月25日大臣決定)

提言の具体化

- 教師がキャリアステージに応じて修得すべき能力を示す**指標を策定**
- 地方公共団体、大学等**からなる**協議の仕組み**を整備
- 教師の資質・能力の開発・向上を**国として支援するための拠点**の整備などを提言。

1. 教育公務員特例法の一部改正

(1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備
文部科学大臣は、以下に述べる教員の**資質の向上に関する指標を定めるための必要な指標を策定**する。
教員等の任命権者(教育委員会等)は、**教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指標を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定めるものとする。**

(2) 十年経験者研修の見直し
 十年経験者研修を**中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化**を図るとともに、**中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修**とする。

17

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要

新たなスキーム (イメージ)

協議会

↑設置

任命権者たる教育委員会等

協議 ↓ 協議を経て

大学等

指標を踏まえ
策定

↑

資質の向上に関する
指標

↑

教員研修計画

2. 教育職員免許法の一部改正
 普通免許状の授与における**大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状を創設**する。

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正
 業務に、教職員その他の学校教育関係職員に**必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言**並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を「**独立行政法人教職員支援機構**」に改める。

4. 施行期日 平成29年4月1日(ただし、2.については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3.の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)

法律の施行 (予定)

大学と教育委員会が連携した教員の育成体制を整備した上で、学習指導要領の全面実施に備えることが必要

学習指導要領等

道徳の教科化及び幼稚園教育要領は平成30年度から全面実施予定。
 次期学習指導要領は平成32年度から順次実施予定。

18

教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

1. 教育公務員特例法の一部改正関係

(1) 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の全国的整備

校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針 【第二十二條の二】 新 設

文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針(以下「指針」という。)を定めるものとする。

指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 公立の小学校等の校長および教員の資質の向上に関する基本的な事項
- 二 指標の内容に関する事項
- 三 その他公立の小学校等の校長および教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

校長及び教員としての資質の向上に関する指標 【第二十二條の三】 新 設

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の实情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標(以下「指標」という。)を定めるものとする。

指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ協議会において協議するものとする。

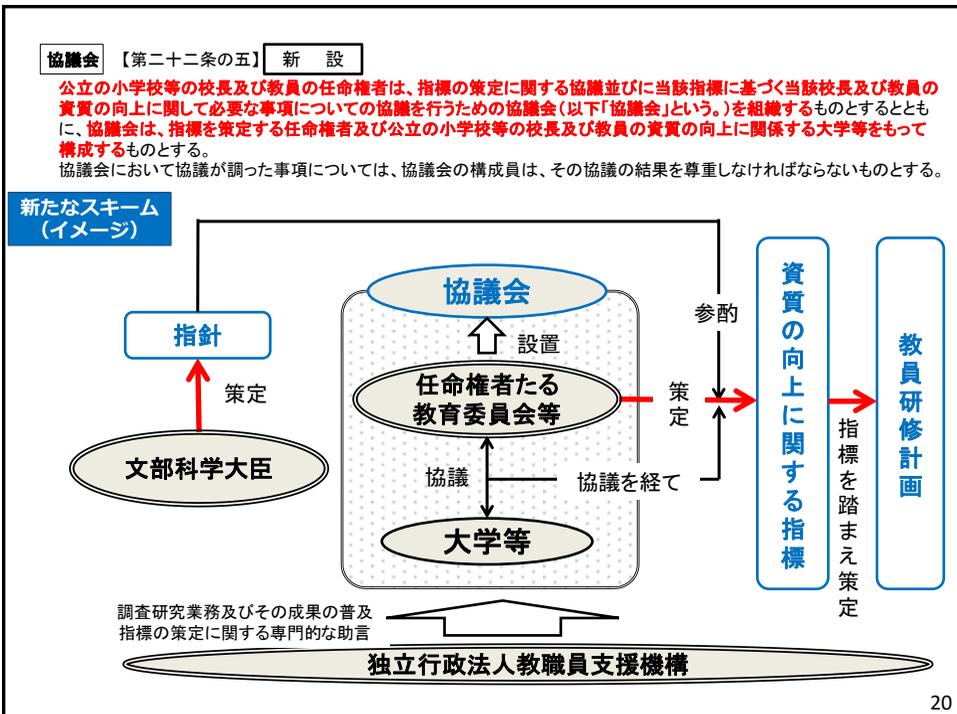
教員研修計画 【第二十二條の四】 新 設

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画(以下「教員研修計画」という。)を定めるものとする。

教員研修計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

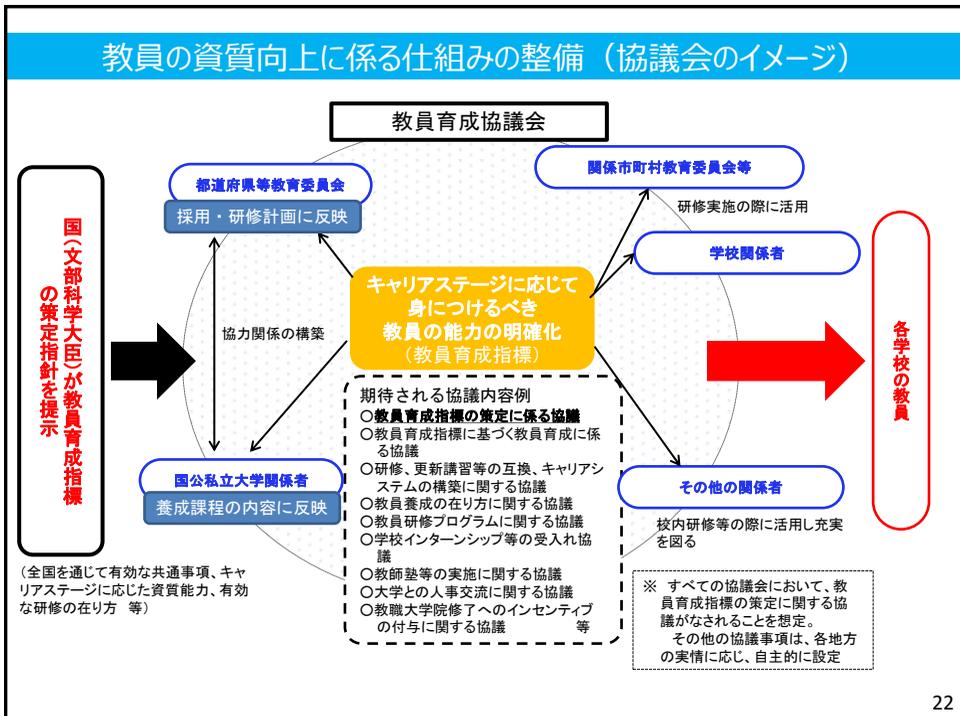
- 一 任命権者が実施する初任者研修、中堅教諭等資質向上研修その他の研修(以下「任命権者実施研修」という)に関する基本的な方針
- 二 任命権者実施研修の体系に関する事項
- 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
- 四 研修を奨励するための方途に関する事項
- 五 上記に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項

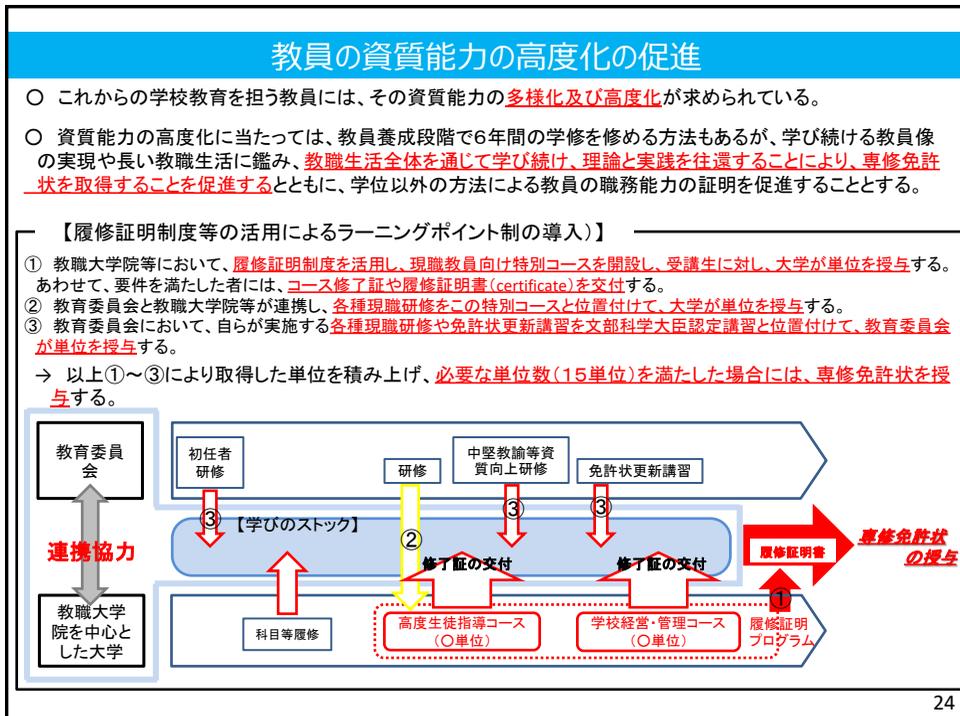
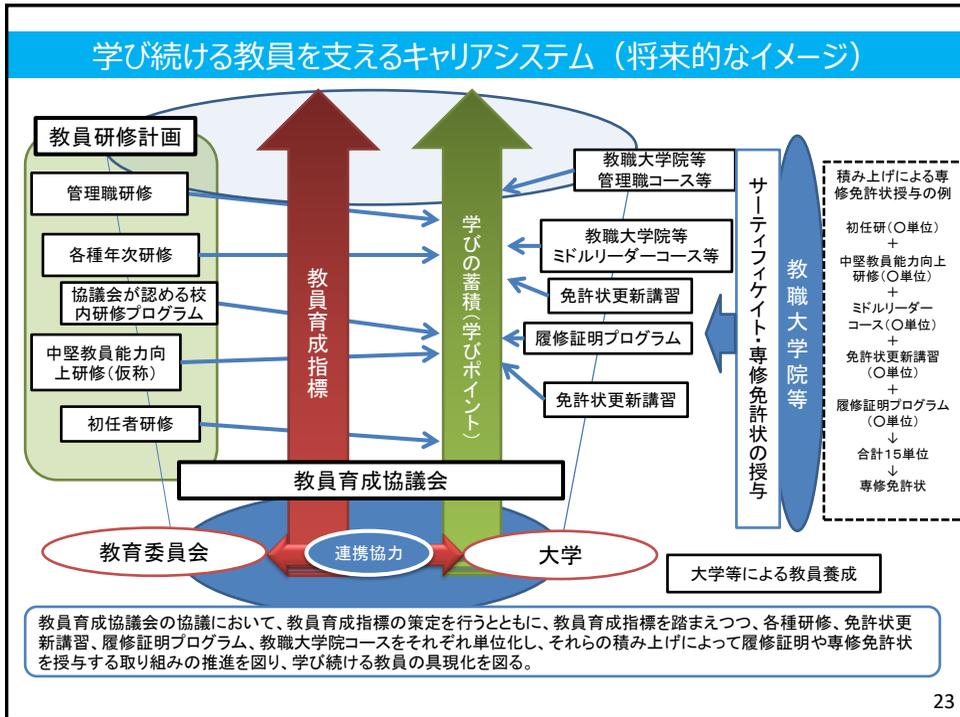
19



(2) 来賓挨拶:文部科学省「時代の変革に対応した教員養成について」

教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）		
(2) 十年経験者研修の見直し 【第二十四条】		
条	旧	新
第24条	<p>(十年経験者研修) 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間が十年に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に依じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修(十年経験者研修)を実施しなければならない。</p>	<p>(中堅教諭等資質向上研修) 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修(中堅教諭等資質向上研修)を実施しなければならない。</p>





(2) 来賓挨拶: 文部科学省「時代の変革に対応した教員養成について」

教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）										
条	旧	新								
第4条 〔特別免許状の種類〕	小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。 一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育	小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。 一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び 外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）								
〔別表第一〕	（中学校教諭一種免許状の場合）	（中学校教諭一種免許状の場合）								
〔免許状取得に必要な科目区分と単位数〕	<table border="1"> <tr> <td>教科に関する科目</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>教科又は教職に関する科目</td> <td>8</td> </tr> </table>	教科に関する科目	20	教職に関する科目	31	教科又は教職に関する科目	8	<table border="1"> <tr> <td>教科及び教職に関する科目</td> <td>59</td> </tr> </table>	教科及び教職に関する科目	59
教科に関する科目	20									
教職に関する科目	31									
教科又は教職に関する科目	8									
教科及び教職に関する科目	59									
〔新設〕 〔教員研修センターへの事務移管〕	—	文部科学大臣は、独立行政法人教職員支援機構に、 ①免許状更新講習の認定 ②教員資格認定試験の実施 ③免許法認定講習等の認定 に関する事務を行わせるものとする。								
	<p>【参考】</p> 教科に関する科目…大学レベルの学問的・専門的内容 教職に関する科目…児童生徒への指導法等									

教職課程に係る科目区分の大括り化（教育職員免許法関係）

教職課程において、より実践的指導力のある教員を養成するため以下の改正を行う

1. 科目区分の大括り化（法律事項）

現在、「**教科に関する科目（大学レベルの学問的・専門的内容）**」と「**教職に関する科目（児童生徒への指導法等）**」等に分かれている科目区分を、教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「**教科及び教職に関する科目**」に大括り化する。

教科及び教職に関する科目

<p style="text-align: center; color: green;">教科に関する科目の内容例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 	<p style="text-align: center; color: orange;">教職に関する科目の内容例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領における理科の目標と内容 ・板書計画や指導案の作成 ・模擬授業
---	--

※上記の他、「教科又は教職に関する科目」の区分もある

2. 履修内容の充実（省令事項※）

学習指導要領の改訂等を踏まえ、現在の学校現場で必要とされる知識や資質を養成課程において履修できるよう、教職課程に以下の項目を追加することとする。

※教職課程の大くくり化により、これまで以上に機動的かつ弾力的に、新たな教育課題に対応できる教職課程の改善を弾力的に図ることが可能となる。

教職課程に新たに加える内容の例

- ・アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善
- ・ICTを用いた指導法
- ・道徳教育の充実
- ・外国語教育の充実
- ・特別支援教育の充実
- ・チーム学校への対応
- ・学校と地域との連携、学校安全への対応
- ・総合的な学習の時間の指導法
- ・キャリア教育 等

(2) 来賓挨拶: 文部科学省「時代の変革に対応した教員養成について」

教職課程で修得すべき内容(小学校教諭)				
【小学校】				
現 行		改 正 後		
各科目に含めることが必要な事項		専修	一 種	二 種
教科に関する科目				
※国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち1以上について修得すること		8	8	4
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割			
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2
教育の基礎理論に関する科目	進路選択に資する各種の機会提供等			
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	4
教育課程に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	各教科の指導法(一 種: 2単位×9教科、二 種: 2単位×6教科)	22	22	14
	道徳の指導法(一 種: 2単位、二 種: 1単位)			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	4	4
教育実習	生徒指導の理論及び方法	5	5	5
	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)	2	2	2
教科又は教職に関する科目		34	10	2
		83	59	37

■の事項は単位数変更又は新たに単位数設定				
各科目に含めることが必要な事項		専修	一 種	二 種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的知識※(「外題」を通知。) ロ 単科教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※「外題」の指導法を通知。	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 道徳の理論及び指導法(専修・一 種: 2単位、二 種: 1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。) ト 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	10	6
教育実習に関する科目	イ ■教育実習(学校体験活動を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ 教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目		28	2	2
		83	59	37

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブラーニングの視点等を取り入れること。
※教育実習に学校体験活動(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位活用(2単位)を認めない。

教職課程コアカリキュラムの検討について

教職課程で共通的に身に付けるべき最低限の学修内容(コア)について検討

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会(方針検討全体調整)

委員 ※役職は会議開催時点

◎横須賀 薫(十文字学園女子大学長)

- ・牛渡 淳(仙台白百合女子大学長)
- ・高岡 信也(教員研修センター理事長)
- ・出口 利定(東京学芸大学長)
- ・渡邊 直美(川崎市教育長)

オブザーバー

- ・小原 芳明(玉川大学長)

○渋谷 治美(放送大学特任教授)

- ・坂越 正樹(広島大学大学院教育学研究科教授)
- ・杉野 剛(国立教育政策研究所長)
- ・高野 敬三(明海大学副学長)
- ・見上 一幸(宮城教育大学長)

・無藤 隆(白梅学園大学子ども学研究科長)

<検討の経過>

第1回会議(平成28年8月19日)

1. 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の運営について
2. 先行事例のヒアリングについて
3. 教職課程で最低限修得すべき資質能力について

第2回会議(平成28年9月7日)

1. 先行事例のヒアリング
2. 教職課程コアカリキュラムの検討の在り方について

第3回会議(平成28年12月12日)

1. 教職課程の目標設定に関するワーキンググループの設置について
2. 教職課程コアカリキュラムの検討の在り方について
3. 教職課程コアカリキュラムの活用方策について

第4回会議(平成29年3月27日)

1. 教職課程の目標設定に関するワーキンググループからの報告
2. 教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方(案)について

第5回会議(平成29年6月29日)

1. 教職課程コアカリキュラム(案)について

第一WG

<検討項目>

- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
- 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)
- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)
- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
- 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
- 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)
- 各教科の指導法(学校種共通部分)

第二WG

<検討項目>

- 道徳の理論及び指導法
- 総合的な学習の時間の指導法
- 特別活動の指導法
- 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)
- 幼児理解・生徒指導の理論及び方法
- 教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)
- 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)
- 教育実習(学校インターン)、教職実践演習

(2) 来賓挨拶: 文部科学省「時代の変革に対応した教員養成について」

教職課程コアカリキュラム<概要>

作成の背景・目的

- 大学における教員養成の下、学芸的側面が過度に強調されたり、担当教員の関心に基づいた授業が展開
- 学校現場の課題が複雑・多様化する中、教員養成課程において、実践的指導力や課題への対応力の修得が不可欠

○すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化することで教員養成の全国的な水準を確保

教職課程における位置づけ

各大学においては、コアカリキュラム・地域のニーズ・大学の独自性等を踏まえて、体系的な教職課程を編成

地域や採用者のニーズに対応した教育内容	大学の自主性や独自性を発揮する教育内容	事項例	到達目標(一部抜粋)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;"> 全ての大学の教職課程で共通的に修得する教育内容 = 教職課程コアカリキュラム </div>		各教科の指導法	・学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。 ・学習指導要領の構造を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成することができる。
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	・発達障害を含む特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害並びにそれに伴う困難の特性を例示することができる。 ・「過敏による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付け並びに内容を理解している。
		道徳の理論及び指導法	・道徳教育の歴史及び現代社会における道徳教育の課題(いじめ及び情報モラル等)を理解している。 ・学校における道徳教育の指導計画及び教育活動全体を通じた指導の必要性を理解している。
		教育実習(学校体験活動)	・教育実習生として遵守すべき義務等について理解し、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。 ・学習指導要領並びに児童及び生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。

※現行の「教職に関する科目」について作成。「教科に関する科目」についても今後順次整備。

活用方法

教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会等、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を推進

<p>【大学関係者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コアカリキュラムの内容を踏まえて教職課程を編成 ・シラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生がコアカリキュラムの内容を修得できるよう授業を設計・実施 	<p>【採用者(教育委員会関係者、学校法人関係者)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コアカリキュラムの内容を踏まえた教員採用選考を実施 	<p>【国(文部科学省)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職課程の審査・認定及び実地視察においてコアカリキュラムを活用
---	--	---

教職課程コアカリキュラム(教科教育について)

教職課程コアカリキュラム(H29)の作成範囲

- 現行の「教職に関する科目(教職実践演習を除く)」について作成
- 教科に関する科目等のコアカリキュラムについても今後順次整備することを求める。

教科及び教科の指導法に関する科目	各科目に含めることが必要な事項
教育の基礎的理論に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ニ 生徒指導の理論及び方法 ホ 教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法 ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。の理論及び方法)
教育実習に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)
大学が独自に設定する科目	

教科に関する科目のコアカリキュラム等の作成状況

①外国語(英語)コアカリキュラム

- ・平成27、28年度「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」により、東京学芸大学に委託された研究による。
- ⇒小学校、中学校、高等学校の英語の教科に関する専門的事項・指導法について作成

②幼稚園教諭養成に関するモデルカリキュラム

- ・平成28年度「幼児期の教育内容等深化・充実調査研究」により、一般社団法人保育教諭養成課程研究会に委託された研究による。
- ⇒主に幼稚園の領域に関する専門的事項について作成
- ※大学等が教育課程を編成する際、必要に応じて参照できるような教育内容のモデルを例示したもの

小学校の教科教育(英語以外)モデルコアカリキュラムの作成

- ・平成29年度「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」により、広島大学及び静岡大学にモデルコアカリキュラムの作成を委託。

(広島大学版)
小学校教科教育
モデルコアカリキュラム

↓

(静岡大学版)
小学校教科教育
モデルコアカリキュラム

↓

文部科学省内の有識者会議における検討を経て

小学校教科教育コアカリキュラム

- ・平成30年度から、文部科学省内の有識者会議において、上記事業の成果に更に検討を加え、小学校の教科教育コアカリキュラムとして確定(予定)
- ※小学校以外の学校種の教科教育等についても順次検討

(2) 来賓挨拶: 文部科学省「時代の変革に対応した教員養成について」

教員養成に関する近年の政策動向について

教員養成に関する課題

必要単位数が法律に規定されており、新たな教育課題が生じても速やかな単位数の変更が困難

学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応した教職課程になっていない

大学教員の研究的関心に偏った授業が展開される傾向があり、教員として必要な学修が行われていない

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
(平成27年12月中央教育審議会答申)

■教職課程の科目区分の大括り化 ■新たな教育課題等への対応するための履修内容の充実 ■教職課程コアカリキュラムの作成

教育職員免許法の改正
(平成28年11月)

■「教科に関する科目(大学レベルの学問的・専門的内容)」、「教職に関する科目(児童生徒への指導法等)」等の科目区分を統合

免許法改正のイメージ(小学校教諭1種免許状の場合)
(改正前) (改正後)

教科に関する科目 ○単位	➔	教科及び教職に関する科目 ○単位
教職に関する科目 ○単位		
教科又は教職に関する科目 ○単位		

教育職員免許法施行規則の改正
(平成29年11月)

■学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、教職課程の内容を充実。
■あわせて、省令上の科目区分も大括り化し、大学の判断で、教科に関する専門的な内容とその指導法等の複数の事項の内容を組み合わせた授業を行うことを可能に。

教職課程に新たに加える内容の例

- ・特別支援教育の充実 総合的な学習の時間の指導法 ・学校体験活動
- ・アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善 ・ICTを用いた指導法
- ・外国語教育の充実 ・チーム学校への対応 ・学校安全への対応
- ・学校と地域との連携 ・道徳教育の充実 ・キャリア教育 等

教職課程コアカリキュラムの作成
(平成29年11月)

■教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化。
■大学(養成)、教育委員会等(採用・研修)、文部科学省(行政)等の関係者が活用することにより全国的な教員の資質能力の水準向上。

教職課程コアカリキュラムの例(各教科の指導法の場合)

全体目標	教科における教育目標等について理解し、学習指導要領の内容と背景となる学問とを関連させて理解を深めるとともに、授業設計を行う方法を身に付ける。
一般目標	具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標	学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業計画と学習指導案を作成できる。 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

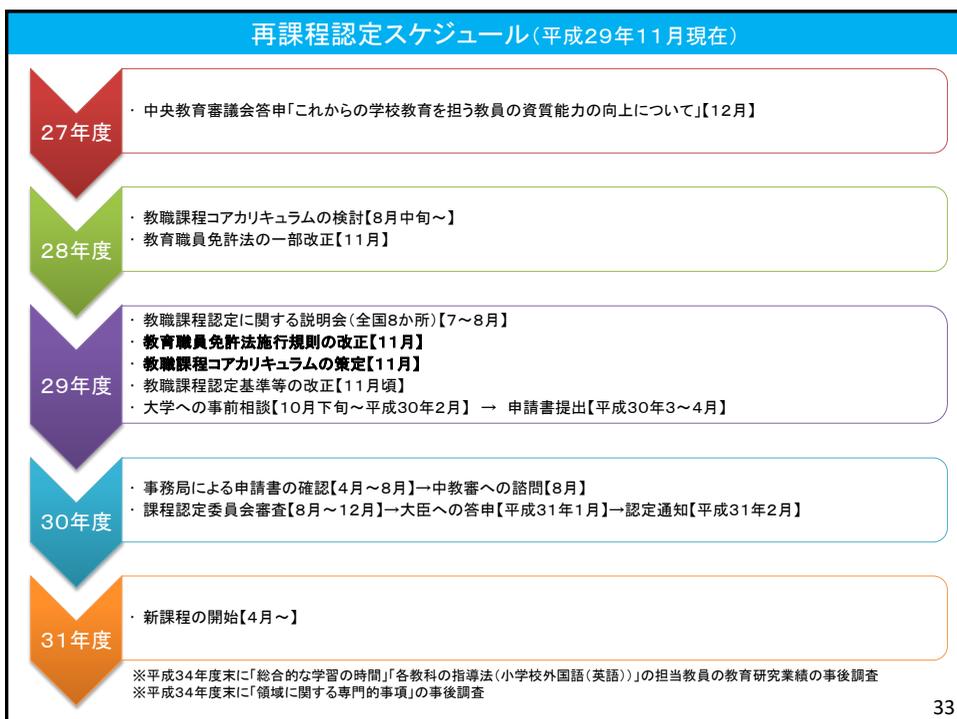
教育職員免許法改正に伴う再課程認定・指定について(概要)

- 中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(平成27年12月21日)において、教員養成に関する改革の具体的な方向性についての提言がなされた。
- 本提言を踏まえ、昨年11月、教育職員免許法が改正され、今後、教育職員免許法施行規則の改正を予定しているところである。
- 免許法及び施行規則の改正に伴い、平成31年4月1日より新教職課程が開始することとなるため、平成30年4月1日までに認定・指定を受けた教職課程については、改めて平成30年度中に認定・指定を受ける必要がある。

(参考) 課程認定大学等数(平成27年5月1日現在)

区分	大学等数	課程認定を受けている大学等数	認定課程数	全体に占める割合
大学	752校	606校	約12,500課程	80.6%
大学院	627校	434校	約10,000課程	69.2%
大学専攻科	73校	44校	約210課程	60.3%
短期大学	349校	241校	約440課程	69.1%
短期大学専攻科	118校	20校	約30課程	16.9%
指定教員養成機関	—	41校	約60課程	—

(2) 来賓挨拶:文部科学省「時代の変革に対応した教員養成について」



教育公務員特例法等の一部を改正する法律について (改正のポイント)

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正関係 【第二条、第三条、第十条】

条	旧	新
第2条	(名称) この法律に規定する独立行政法人の名称は、 独立行政法人教員研修センター とする。	(名称) この法律に規定する独立行政法人の名称は、 独立行政法人教職員支援機構 とする。
第3条	(センターの目的) 独立行政法人教員研修センターは、校長、教員その他の学校教育関係職員に対する 研修等 を行うことにより、 その資質 の向上を図ることを目的とする。	(機構の目的) 独立行政法人教職員支援機構は、校長、教員その他の学校教育関係職員に 対し、研修の実施、職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及その他の支援 を行うことにより、 これらの者の資質 の向上を図ることを目的とする。
第10条	(業務の範囲) センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。 二 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。	(業務の範囲) 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する 研修を行うこと。 二 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する専門的な助言 を行うこと。 三 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。 四 学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及を行うこと。 五 教育職員免許法の規定による教員免許更新講習及び教育職員免許法認定講習に関する事務を行うこと。 六 教育職員免許法に規定する教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限り)の実施に関する事務を行うこと。 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

4. 施行期日
平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日もしくは平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)